

日時・場所	平成29年6月19日（月） 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、寺田政策調整部長、上田総務部長、田中市民部長、瀬川健康福祉部長、辻村健康福祉部政策監、小山都市建設部長（代理：服部次長）、遠藤環境経済部長（代理：吉川次長）、竹中教育部長、川端会計管理者、北脇広報秘書課長、事務局（企画調整課）

## 1. 市長指示事項

- ・ アメリカ合衆国ミシガン州クリントン・タウンシップとの姉妹都市交流について、今年は野洲市に来ていただく。先日、ホストファミリーが決定したので説明会を開催した。野洲市に引っ越しをされて間もない方も応募されており、すごく良いことである。無理をしてお願いしたわけではなく、積極的に手を挙げてホストファミリーに応募いただいていることは、まちの元気さや健全さの表れである。
- ・ 滋賀県が本市福祉事務所の生活保護変更決定処分を取り消す判決を下したが、当事者が別途地方裁判所に損害賠償請求をされており、こちらは原告の請求を棄却する判決が出され市が勝訴している。しかし、県は判決が出た後に市の処分がおかしいと判断した。本権限は県にあるので従わないといけませんが、県は理由を示さずに判断しただけでなく、現場の対応にまで口を出してきている。現場の対応は市の福祉事務所の権限であり、特にケースワーカーに委ねられていることもある。ましてや裁判で市が勝訴しているにもかかわらず、判決後にそれに反する判断をしており筋が通らない。これは自治への介入であり深刻な問題である。弁護士とも協議をした上での対応として、従うことは従うが、泣き寝入りはせず、きちんと説明してもらうよう求めていく。このようなことは他の案件でもあり得るので、単に県が判断したからということではなく、しっかりと我々の責任を確認した上で対応していくよう共有化しておく。
- ・ 土曜日に、野洲市民病院を市民と考える懇談会を開催し、基本設計（案）の説明を行った。会場に入りきれないくらいに多くの方に参加していただいた。参加者が自らおっしゃっていたように、8割以上が賛成であったが、反対者からも様々な意見をいただき、立体感のある良い場となった。賛成の方は、基本設計（案）の説明を聞きにきたというよりは、議会で何度も否決されて心配になって来たとのことであった。話し合いの場としては健全であるとともに、異常な事態であるために健全性が働いているということである。ある新聞では賛否が分かれたと報道されていたが分かれておらず、動員もしていない中、1割反対、8割賛成、1割保留という印象であった。反対の主な理由は駅前がまちの顔であるから病院はふさわしくないとのことであったが、まちの顔とは何かがよく分からない。「鬱陶しい」という気になる意見もあり、懇談会終了後に参加者と話をしたら、それは病人に対する差別発言ではないかということであった。その他、整備予算の費目を衛生費で見えておりごまかしているとの意見など、積極的な反対意見はほとんどなかった。議会においてしっかり議論をしていただき、良い結果がでるよう力を併せて取り組むこと。

## 2. 報告事項

### ① 「やすまる広場井戸端トーク」概要報告について

〔所管： 政策調整部〕

6月4日（日）に市民活動支援センターにて「やすまる広場井戸端トーク」を実施したので概要を報告する。来場者は約80名であった。

→余熱利用施設は場所が不便で行きにくいとの意見に対しては、クリーンセンターと余熱利用の機能をセットとすることを前提に、全自治会に立地を問い掛けたが手が上がらず、大篠原自治会に引き受けていただいた経緯があること、従って、もっと便利な場所に整備できる可能性もあったこと、現在の場所でも野洲駅からバスで10分であること、を現場で回答したため、それらも資料に加えること。

### ② 野洲市民病院整備運営評価委員会専門部会及び市議会野洲市民病院整備事業特別委員会の資料について

〔所管： 政策調整部〕

6月21日（水）に野洲市民病院整備運営評価委員会専門部会、6月22日（木）に市議会の野洲市民病院整備事業特別委員会を開催するので、それぞれの資料を提供する。

野洲市民病院整備運営評価委員会専門部会においては、基本設計内容、概算整備費用に関することについて検証していただく。

市議会の野洲市民病院整備事業特別委員会においては、6月17日（土）の「野洲市民病院」を市民と

考える懇談会、6月21日（水）の野洲市民病院整備運営評価委員会専門部会を経て、基本設計内容、概算整備費用、収支計画の改定、平成29年度公立病院の新設・建替等に関する調書（総務省様式）、平成28年度多様な入札契約方式モデル事業支援結果（国交省）に関して報告する。

なお、6月17日（土）の「野洲市民病院」を市民と考える懇談会には、約80名が参加された。賛成、反対の意見の他、基本設計の内容に対する意見もいただいた。結果は上記評価委員会と特別委員会において報告する。

→特別委員会では、基本設計について、報告なのか修正を前提に意見を求めるのか、どのようなスタンスで臨むのか。

→成案をもとに報告するというスタンスで臨む。

→平成29年度公立病院の新設・建替等に関する調書（総務省様式）の文字が小さいとの指摘を受ける可能性がある。

→県に提出する定型の様式である旨、あらかじめ説明する。

→収支計画一覧表の拡大版を議会事務局に設置する。

→資料の体裁について精査しておくこと。

### ③ 平成28年度各会計決算の状況について

〔所管： 政策調整部〕

一般会計の歳入決算額は210億756万3202円、歳出決算額は204億7382万8430円、差引額は5億3373万4772円となり、繰越明許費繰越額1310万9000円を差し引いた5億2062万5772円が実質収支額となった。なお、余剰金については地方財政法の規定に基づき、2分の1以上を基金に積み立てる予定である。

→予算額と決算額の比較（特に差額が大きいもの）について分析し、理由を明確にしておくこと。

### ④ 平成29年第3回野洲市議会定例会提出議案（No.2）（案）について

〔所管： 総務部〕

補正予算1件、条例改正1件を追加議案として平成29年第3回野洲市議会定例会に提出する。

### ⑤ 野洲市福祉事務所の生活保護変更決定処分を取消しとする滋賀県に裁決に対して詳細な説明を求めることについて

〔所管： 健康福祉部〕

生活保護の元受給者が、野洲市福祉事務所の生活保護変更決定を不服として、滋賀県に審査請求をされた。滋賀県は、平成29年5月2日付で本市福祉事務所の決定を取り消す裁決を下した。しかし、本件については、大津地方裁判所にも提訴されており、平成29年3月2日に原告の請求を棄却する判決が出されている。

今回の裁決に対する異議申し立てはできないため処分が確定することとなるが、司法の判断とは異なる判断が示されたことから、今後の事務処理を進めるうえで、処分取消の結論に至った考え方等について、詳細な説明を求める必要があると判断し、滋賀県知事に説明を依頼する文書を送付した。

→主な論点に「福祉事務所長およびケースワーカーの裁量権を拘束するおそれがあることについて」を加えること。

### ⑥ 平成29年度障がい者就労体験事業の実施に係る業務提供について

〔所管： 健康福祉部〕

本事業は、障がいのある人に就労を体験する場を提供することにより、障がいのある人の就労意欲を高め、自立と社会参加の促進を図るとともに、障がいのある人への職員の理解を深めることを目的としており、市障がい者自立支援協議会専門部会（就労部会）の支援を受けて実施する。各所属における障がい者就労体験事業に係る業務提供について協力願う。

### ⑦ 市道陥没による車両破損事故について

〔所管： 都市建設部〕

6月5日（月）午前7時30分頃、市道野洲川左岸線（野洲市野洲地先）にて陥没による車両破損事故が発生したので報告する。当該市道の路肩が陥没しており、陥没箇所を軽車両が通行した際、左前輪のタイヤが破損したものである。6月9日（金）の午前中に道路河川課の職員で再生砕石による復旧を行い、現在、被害者と示談交渉中である。

### ⑧ 「おいでやす！！野洲市夏まつり花火大会」について

〔所管： 環境経済部〕

「おいでやす！！野洲市夏まつり花火大会」を7月22日（土）に蓮池の里多目的公園をメイン会場に開催する。雨天決行、延期なし。荒天時は中止の場合あり。シャトルバスの運行については、市内5箇所を発着場所とし、会場への直行便とする。職員の協力を願う。

→実行委員会において、今年度、50,000円以上協賛いただいた企業には協賛金額に応じて観覧席

への招待を行うことを決められた。16日現在で約80席の設置が必要とのことである。

⑨ 湖南広域行政組合における一部事務の共同化の廃止について

[所管： 環境経済部]

し尿および浄化槽汚泥の収集業務については、草津市、守山市、栗東市及び野洲市で構成する湖南広域行政組合において共同処理をしている。これまでの公共下水道の普及あるいは現在進めている農業集落排水の公共下水道への接続に伴い、し尿収集量が今後さらに減少し施設の運営環境が大きく変わる状況である。今後のし尿および浄化槽汚泥の収集業務については、構成4市の実情に応じた運用を図る方向で体制を改めるよう検討を進め、今年2月の4市の管理者会においてその方針が決定された。

今後、し尿および浄化槽汚泥の収集業務施設の老朽化等について長期的な対策を検討する中で、処理は今後も継続して共同処理をすることとし、収集・運搬については構成4市にその権限を戻す方向で進めているところである。

なお、収集業務及び許可事務は平成31年4月から4市において開始する予定である。

→公共下水道の計画区域内で汲み取りをしている件数はどれくらいか。公共下水道へ接続することについても併せて対応していかなければならない。

→353世帯である。

→組合で合意形成をするにあたっての市の判断を全員協議会に提出する旨、明確にしておくこと。

⑩ 全員協議会への提出事項について

[所管： 総務部]

報告事項7件、会議結果報告事項1件、連絡事項6件を6月度全員協議会に提出する。

→「特定不妊治療費の助成拡大について」は説明あり（資料あり）に変更となる。

3. 協議事項

① 住民投票に係る名簿の調製等について

[所管： 市民部]

従来の住民投票条例施行規則では、市民から住民投票実施の請求があった場合、代表者の資格確認や署名に必要な数については定時登録の際に作成した名簿を基準としていたが、申請の時期によって投票資格があるにも関わらず代表者としての資格を得られないなど、実際の数と差が生じることとなる。

そこで、市民から住民投票の申請があった際に登録を行い、資格確認等の基準を当該登録時点とすることにより、現状に即した対応ができるように住民投票条例施行規則を改正する。

また、定時登録を申請時登録に置き換えたことにより、事前に登録者の数を確認することが困難になるため、公職選挙法における定時登録と同じタイミング（毎年3月、6月、9月、12月の1日）で投票資格者数の確認を行い、選挙管理委員会へ報告することにより、市民からの問い合わせ等に対応できるようにする。

4. その他伝達事項

なし

5. 次回部長会議の予定

6月26日（月） 8時45分～ 庁議室